

その他緊急時対応に関するご意見

専門委員	意見	意見に対する対応
小泉専門委員	<p>事後検証の結果は一般に開示されるのでしょうか。その場合には個人情報保護法を念頭において行う必要があると思います。</p>	<p>事後検証については、既に策定している要綱等のなかで、緊急時対応専門調査会が行うことと定めております。</p> <p>本調査会は原則として公開となりますが、公開することにより個人の秘密等が開示され特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらす場合については非公開とすることができまので、公開できない情報がある場合には、非公開とするなど、ご指摘を踏まえ、運用上注意いたします。</p>
近藤専門委員	<p>食品の摂取により、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であることからすると、次の点についても考慮したいと考える。</p> <p>食中毒が発生した場合は、情報の収集と分析が最大の任務であるが、未然防止もまた食品安全委員会の使命である。各種情報機関を通じ、定期的に食中毒の防止対策（ファクトシートの活用）の情報を発信することを推進していったらどうか。</p> <p>食品安全委員会の目的と食中毒の危機管理について、国民に十分に認識していただくため、報道機関の立会いの下、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等に基づき、地方自治体とも協力した実動訓練を考えたい。</p>	<p>食中毒については、平時から委員会のホームページを通じて情報提供を行っているところであります。</p> <p>平時からの情報提供につきましては、今回のご指摘を踏まえ、より多くの方々に情報を発信できるよう今後とも努めてまいりたいと考えております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます。</p>
元井専門委員	<p>情報を提供した際に、その提供方法や内容により、国民や業界にどのような影響を与えるかなど、過去の事例等を参考にしながら、シミュレーションを行うことも必要ではないか。（第14回会合）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます。</p>